



一般社団法人

日本人間工学会

Japan Human Factors  
and Ergonomics Society

## 一般社団法人日本人間工学会 研究部会規程

### (目的)

- 第1条 本規程は、定款第43条第4項に基づき、特定の課題に関心をもつ会員が自主的に結集し、学術的・社会的・教育的な課題の探究と発信を目的とする「研究部会」の設置、運営および評価に関して必要な事項を定めるものである。
- 2 本会における研究部会は、学術研究の深化に加え、社会との接点の創出、若手研究者の育成、および他機関との連携による学会の活性化と未来の基盤形成に資することを基本理念とする。
  - 3 研究部会の活動内容は、学術研究のみにとどまらず、社会的課題への提言、若手育成プログラム、アウトリーチ活動、異分野連携、政策提言等を含む多様な形態を許容する。

### (設置)

- 第2条 研究部会の設置は発起人として正会員5名以上の連記による申請により、理事会の議を経て決定する。
- 2 申請に際しては、名称、目的、組織、活動計画概要を記した研究部会設立申請書を理事会に提出する。

### (研究部会の構成、運営)

- 第3条 研究部会長の責任において必要に応じ、会員以外でも当該研究部会の活動に賛同する個人を適宜参加させることができる。但し、構成員には20名以上の学会員が含まれることを原則とする。

### (設置期間)

- 第4条 研究部会の設置期間は原則として5年とする。活動の性質により理事会が必要と認めた場合は、期間を別途設定することができる。

### (継続)

- 第5条 研究部会の翌年度の継続を希望する場合は、部会長が継続申請書を理事会に提出し、承認を得るものとする。継続申請には、活動実績の自己評価および今後の計画を含めるものとする。
- 2 活動実績は、質と社会的波及効果を重視して第1条第2項の理念に照らして第6条第2項の研究成果に基づき評価される。単なる形式的達成ではなく、部会自らが掲げた目的に対する達成度に基づく自己評価が奨励される。

### (報告と研究成果発表)

- 第6条 研究部会会長は、会の活動報告を年度ごとに理事長に提出する。
- 2 研究部会は、設置期間中に少なくとも以下の形式のうち2つ以上の手段を活用し、会員および社会に対して成果の発信に努めるものとする。
    - 一 本会学会誌への投稿（原著論文、リサーチイシュー、総説、短報、実践報告、技術報告、オープンデータ）



一般社団法人

日本人間工学会

Japan Human Factors  
and Ergonomics Society

- 二 本会の全国大会または支部大会，他団体イベント等における活動成果発表
  - 三 活動成果を踏まえた提言・ガイドラインの提案ならびに周知活動
  - 四 若手研究者の育成活動（論文投稿の支援，小部会・講習会の開催，育成プログラムの提案等）
  - 五 活動成果の社会的波及活動（イベント，セミナーの開催等や社会実装として労働安全衛生への応用，製品・サービス開発への応用）
    - ※ 第五号のイベント，セミナーを有料で実施する場合，収入を部会活動費に加算できる．また学会に対して開催支援（参加者管理業務）を要請できる．
- 3 本条第2項一号は必須とする．

（予算と会計報告）

第7条 学会は研究部会に対し必要性和活動状況に応じて年度毎に部会活動費として補助費を交付する．

- 2 研究部会長は，決算報告を年度ごとに理事長に提出する．

（改廃）

第8条 本規程の改廃は理事会の議決を経て行う．

（附則）

- 1 本規程は2010年3月23日から施行する．
- 2 2017年4月28日改訂
- 3 2023年3月2日改訂
- 4 2025年12月24日改訂
- 5 本改訂規程は，従来の運用と整合性を保ちつつ，段階的に適用されるものとする．